



～ベトナム法務最新情報～  
新 PPP 法の制定とその課題

2020年  
8月27日号

※ 本ニューズレターは、2020年7月27日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

## 新 PPP 法の制定とその課題

Vu Le Bang、Dinh Thi Hien Ly、Nguyen Van Trang、Tran Quoc Dat

ベトナムにおける官民連携(PPP)形態での投資に関する規制は、1992年に改正外国投資法が適用対象を Build-Operate-Transfer(BOT)契約にまで拡大したのがその始まりとされます。それ以来、ベトナムにおける PPP 投資は、ベトナム政府の政令により規制されてきましたが、同時に他の散在する多数の法規制にも服していたため、PPP による投資手法は、一般に複雑かつ見通しの立ちにくいものになっていました。これを受けて、ベトナムの立法府は、PPP 法制を単一の法律に統合し、もって透明性の向上、不確実性の低減を図り、質の高い PPP 投資を誘致することを目指してきました。

数次にわたる検討および議論を経て、ベトナム国会は、2020年6月18日に、統合された PPP 法(新 PPP 法)を可決しました。新 PPP 法は、2021年1月1日に施行されます。

### 注目すべき変更点

新 PPP 法は、基本的にはこれまで散在していた PPP 規制を集約したのですが、法案審査の過程での様々な議論や変更の提案を経て、注目すべき規制の変更や新しい概念の導入等がなされています。

#### 1. リスク分担

新 PPP 法では、関連するプロジェクト契約の締結後に、同法に定める一定の事由(関連する都市計画の変更、重大な事情の変更、不可抗力等)により、プロジェクト企業が提供する技術計画、プロジェクトの財政、サービス料に重大な影響が生じる

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

場合、契約当事者である国家当局との合意により、プロジェクトの料金、サービス料、運営期間を変更し、収入不足のリスクをシェアすることが認められています。<sup>1</sup>

上述の PPP 契約の修正を実施した後も、なお PPP プロジェクトから得られる実際の収益が、PPP 契約に定められる財務モデルの予測収益の 75%に達しない場合には、ベトナム政府は、予測収益の 75%と実際の収益との差額の 50%を負担することができます。しかし、このようなリスク分担を行うために必要な要件となる不利益変更の多くが政府にコントロールされているため、投資家は、そうした政府自身が生み出したリスクの、しかもその一部のみを政府に負担させることにあまり関心を示さない可能性があり、このリスク分担スキームに投資家の懸念を解消させる効果がどれだけあるのかは分かりません。<sup>2</sup>また、このようなリスク分担の対象となるのは、Build-Operate-Transfer(BOT)、Build-Transfer-Operate(BTO)、Build-Open-Operate(BOO)形態の PPP 契約のみであることにも注意が必要です。

このリスク分担の仕組みを用いる場合には、早い段階で、PPP プロジェクトの投資政策承認において明記されている必要があります。

## 2. 収益分配

リスク分担と同様に、プロジェクトから得られる実際の収益が予想収益の 125%を超える場合、投資家は、プロジェクトの収益余剰分の 50%をベトナム政府に分配することができます。リスク分担と同様に、収益分配も、プロジェクトの料金、サービス料、運営期間を変更し、なおも実際の収益が予想収益の 125%を超える場合にのみ適用されます。ただし、リスク分担とは異なり、この利益分配はすべての PPP 契約形態に適用されます。

この収益分担の仕組みを用いる場合には、早い段階で、PPP プロジェクトの投資政策承認において明記されている必要があります。

## 3. プロジェクト企業と融資者の介入権(ステップインライト)

PPP 契約が期間満了前に終了し、代替投資家の選定が必要となる場合、PPP プロジェクトの融資者は代替投資家の選定に関与します。新 PPP 法では、代替投資家の選定過程について、融資者の関与方法も含め、(前)投資家、プロジェクト会社を含む関係者において、事前に書面で合意しておくこととされているため、融資を検討している者は、自身の望む形で代替投資家の選定過程に参加できるよう、自己の介入権について、できる限り明確に合意しておくことに留意すべきです。なお、新 PPP 法では、PPP プロジェクト企業は、資金調達のために社債を発行できることが明記されました(一部制限があります)。

## 4. 適格投資および契約形態

PPP の投資形態が利用可能なセクターは、民間投資家にとって魅力的で、公共の福祉のために必要なセクターに限定され、従来の PPP 規制の下で利用可能であったセクターのほぼ半分に縮小されました。さらに、Build-Transfer(BT)形態は、従前の

<sup>1</sup> 新 PPP 法 50.1(a)条

<sup>2</sup> 新 PPP 法第 82 条第 2 項

PPP 制度の下では実際に締結された PPP 契約の半分以上を占めていたにもかかわらず、<sup>3</sup>BT 契約は真の意味での官民連携になっていないとの批判やその透明性に関する批判等を受け、新 PPP 法の下では BT 形態はもはや利用できなくなりました。BT 形態がなければ、新 PPP 法の施行後、新たな PPP 契約数は減少する可能性があります。

## 5. 契約準拠法

外国法準拠が認められていた従前の PPP 制度とは異なり、新 PPP 法はすべての PPP プロジェクト契約にベトナム法を適用することを義務付けています。国際的な実務慣行では、プロジェクトのファイナンスに関する契約は、英国法準拠とされることも多いかと存じます。プロジェクト契約へのベトナム法の強制適用は、プロジェクト契約と関連するファイナンス契約との間にミスマッチを生じ、プロジェクトのスポンサーに懸念を与える可能性があります。

## 残された課題

新 PPP 法の下で採択された新たな規定や変更には、立法府が、法案や審査プロセスの過程で寄せられたコメントを反映したのも多いです。もっとも、すべての要望が受け入れられた訳ではなく、従来の PPP 制度の下で直面していたいくつかの課題が引き続き残されています。

### 1. 国家予算の枠外のファンドが設立されなかったこと

国家が PPP プロジェクトへ参加し、支援を提供するための資金は、国家予算から得られるものであり、計画、承認、実行のために、厳格で時間のかかるプロセスを経ることとなります。このプロセスは、これまで、PPP プロジェクトを実施する上で大きな障害となってきました。専門家や国際投資家から、国家予算の不足を補うために PPP プロジェクトを支援するための予算外の PPP 基金を設立することが推奨されましたが、新 PPP 法ではこの点につき何ら手当されませんでした。また、新 PPP 法は国家予算手続きについても適切に改正していません。資金不足により、政府がプロジェクトに関連する費用(例えば、リスク分担のための支払い、または早期終了のための支払い)を支払うための資金の確保に困難を生じる可能性があります。この障害により、投資家がどのように支払いを受けることができるのかについて、懸念が生じる可能性があります。

### 2. 投資家提案プロジェクトに対する政府の支援

投資家の提案する PPP プロジェクトの場合には、公的資金の活用が必要となる場合でも、所轄官庁の作成する中期公共投資計画のプロジェクトリストに記載されていない可能性が高いですが、そのような場合には、所管官庁は、関係省庁の中期公共投資計画の調整、およびその計画における積立金の活用を提案し、公共投資に関する法律に従い、関係省庁の決定を受けなければなりません。<sup>4</sup>中期公共投資計画の調整手続きは複雑であり、投資家が能動的に進めることはできません。

<sup>3</sup> 政府の 2019 年 1 月 30 日付報告書 No.25/BC-CP によると、336 件の PPP 契約のうち BOT 形式は 140 件、BT 形式は 188 件、その他の形式は 8 件であった。

<sup>4</sup> 新 PPP 法第 74.3 条

### 3. 政府保証に関する約束の不存在

ベトナムはかつて、インフラプロジェクトの開発のために政府保証を発行したり、政府保証契約(GGU)を締結したりしていました。政府による貸付保証の発行は、これまでと同様に、今後も政府によって規制されることに違いはありませんが、新 PPP 法では、以前の PPP 制度において PPP プロジェクトに関連して政府保証(GGU)が発行される可能性を一般的に認めていた根拠条文が、削除されてしまっています。<sup>5</sup>

投資家にとって、政府保証や政府保証引受契約は、PPP プロジェクトに関連して生じるカントリーリスクに対処するための信頼性の高い手段の一つです。したがって、投資家は、カントリーリスクが政府保証(GGU)によってカバーされない可能性について懸念しています。もっとも、新たに追加されたリスク分担スキーム等は、このような政府保証(GGU)に代わるものとして、ある程度機能する可能性があります。

なお、新 PPP 法では、大規模または重要な PPP プロジェクトから発生する外貨の兌換保証に関する規定が復活しています。しかし、経費控除後のプロジェクトの総収益の 30%までとする保証上限が設定されてしまっています。

### 4. 既存の BT プロジェクトの今後の取扱いに関する不透明さ

BT 契約は PPP プロジェクトのスコープから外れることになったため、新 PPP 法は、進行中の BT プロジェクトについて、当該事業が達成したマイルストーンに応じ、経過措置を定めています。<sup>6</sup>新 PPP 法の施行日において、まだ入札の募集を行っていない BT プロジェクトは停止されます。予備的なフィージビリティ調査報告書、フィージビリティ調査報告書の承認または原則的な投資の承認を受けている BT プロジェクトであっても、入札募集前の段階であれば中止されます。ただし、入札の募集が実施された、または入札の募集後に一定のマイルストーンに達した BT プロジェクトは、継続することが認められます。

上記の BT プロジェクトの中止は、マイルストーンを達成するために前払費用や時間を支出している BT プロジェクトの提案者に影響を及ぼします。現在のところ、プロジェクトの提案者への払戻しについて、特別の規定はありません。仮に、払戻しに関する規則が制定されたとしても、政府の定める基準に従い、払戻しを認めるか審査されることとなり、完全かつ迅速な払戻しが行われることはないものと思われます。BT プロジェクトの継続が認められる場合でも、新 PPP 法には BT 形式が含まれておらず、根拠法令がないため、BT プロジェクトの投資家や資金提供者は、BT プロジェクトの不確実性に留意する必要があります。

<sup>5</sup> 政令 63/2018/ND-CP 第 61 条

<sup>6</sup> 新 PPP 法第 101.5 条

## 監修者

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

[na\\_vnnl@emljurists.co.jp](mailto:na_vnnl@emljurists.co.jp)



ヴレバン  
[Vu Le Bang](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー\*

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。インバウンド投資案件、一般企業法務、M&A、コンプライアンス、不動産および建設、労働法務に精通している。キャピタルマーケット、プロジェクトファイナンス、インフラ、エネルギー案件にも多数関与。

ソウル、ホーチミンシティのロゴス法律事務所および多国籍企業での執務経験を有する。

2007年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。



ハーホアン ロック  
[Ha Hoang Loc](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー\*

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。国営企業への戦略投資ほか M&A 分野における豊富な経験を有するほか、規制が厳しい業種である銀行、製薬、不動産、エネルギー分野における M&A その他取引にも多数関与。

Mayer Brown JSM(ベトナム)や Allens Arthur Robinson(ベトナム)での執務経験を有する。

2008年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。



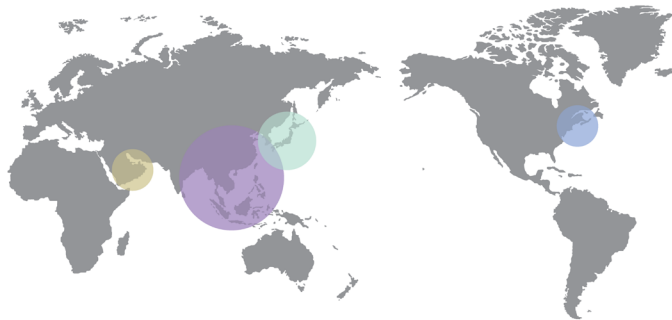
おおや かずひで  
[大矢 和秀](#)

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、インフラ、エネルギー、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。

\*外国法共同事業を営むものではありません。





西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

<p><b>東京</b> 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)</p>		<p><b>ニューヨーク</b> Nishimura &amp; Asahi NY LLP Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp 執行パートナー 山口勝之 副執行パートナー 清水恵</p>	
<p><b>名古屋</b> Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹</p>	<p><b>大阪</b> Tel 06-6366-3013 社員 臼杵弘宗 井垣太介 廣田雄一郎 伴真範</p>	<p><b>福岡</b> Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康 高木謙吾 舞田靖子</p>	
<p><b>バンコク</b> Tel +66-2-168-8228 E-mail info_bangkok@jurists.jp パートナー 小原英志 タイパートナー* Chavalit Uttasart (SCL Nishimura) Jirapong Sriwat</p>		<p><b>北京</b> Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@jurists.jp 首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥</p>	
<p><b>ジャカルタ*1</b> <b>Walalangi &amp; Partners</b> Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com 執行パートナー Luky Walalangi</p> <p><b>Rosetini &amp; Partners Law Firm</b> Tel +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@jurists.jp カウンセラー 町田憲昭</p>		<p><b>上海</b> Tel +86-21-6171-3748 E-mail info_shanghai@jurists.jp 首席代表 前田敏博 代表 野村高志</p>	
<p><b>ヤンゴン</b> Tel +95-1-8382632 E-mail info_yangon@jurists.jp 代表 湯川雄介 副代表 今泉勇</p>		<p><b>シンガポール</b> Tel +65-6922-7670 E-mail info_singapore@jurists.jp 共同代表 山中政人 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝 <small>※Nishimura &amp; Asahi-Bayfront Law Allianceを行っている Bayfront Law LLCを通じてシンガポール法のリーガルサー ビスも提供しております。</small></p>	
<p><b>Okada Law Firm (香港)*2</b> Tel +852-2336-8586 E-mail s_okada@jurists.co.jp 代表 岡田早織</p>		<p><b>ハノイ</b> Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_hanoi@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 廣澤太郎</p> <p><b>ホーチミン</b> Tel +84-28-3821-4432 E-mail info_hcmc@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 大矢和秀 ベトナムパートナー* Vu Le Bang Ha Hoang Loc</p>	
<p><b>台北</b> <b>西村朝日台湾法律事務所</b> Tel +886-2-8729-7900 E-mail info_taipei@jurists.jp 共同代表 孫櫻倩 張勝傑</p>		<p><small>*1 提携事務所 *2 関連事務所 *外国法共同事業を営むものではありません。</small></p>	

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。